

第4 騒音・振動

1 騒音・振動の概要

「騒音」とは、望ましくない音、不快な音とされ、人間の主観的判断によるものであり、音楽であっても時間帯と音量等によっては、聞かされる方にとっては「騒音」となることがあります。一般的には、生理的影響（聴力障害、睡眠妨害等）、心理的影響（うるささ、会話障害、作業能率の低下等）、社会的影響（地価の低下、家畜への影響等）を与える音とされています。騒音問題は、概して局所的であり、一つの音源から影響を受ける人の数は必ずしも多くないことや、直接生命に別状のある病気などに結びつきにくいことから、大気汚染や水質汚濁の問題ほど切実さがなく考えられがちです。しかし、きわめて多種多様で、機械等の稼動による工場、事業場の騒音、建物の建設、土木工事等に伴う建設作業騒音、自動車、鉄道等による交通騒音、航空機騒音のほか、いわゆる近隣生活騒音と呼ばれる空調機、音響機器、楽器、カラオケ、ペットの鳴き声等、時と場所を選ばず、多発的なものといえます。また、心理的な評価を含んだ言葉で表現されること、騒音に対する慣れや、各個人の好悪に差異がある等、音を聞く側の置かれた状況によって左右されるところに騒音問題の難しさがあります。

公害とされる「振動」とは、工場等の稼動、建設・解体作業、自動車・鉄道の運行等により、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物理的被害を与えるなど、私たちの日常生活に影響を及ぼすことにより問題となるものです。一般的に、心理的、感覚的な要素が強く、「不快に感じる」、「気分がイライラする」、「寝付きにくい」等生活妨害に関するものが中心となっています。

2 騒音の現況

(1) 環境基準

騒音は、日常生活と関係の深い問題であり、発生源も多種多様です。本市では、指定地域内で環境騒音の実態と、環境基準の適否を把握するため、環境騒音調査を行っています。騒音に係る環境上の条件については、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められています。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 状況

23年度は一般地域の環境騒音測定はしていません。